

大阪市立中野小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年5月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知（よく考える子）・徳（思いやりのある子）・体（たくましい子）」育成のため に「中野小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童生徒の意識改革についての方策等）について
- ② 未然防止・早期発見のための取組について
- ③ 家庭・地域との連携について

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

（1）授業改善について

- ① 話す・聞くという力をつけるために、学習規律を確立する。配慮を要する児童には個別で声かけをし、指示が理解できるようにサポートする。
- ② わかる授業、児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、基礎・基本に重点を置き、小グループでの話し合いを取り入れて自分の考えをしっかりとてる授業づくりを進めていく。レディネステスト等で一人一人の理解度を把握し、習熟度別少人数指導を進めていく。個々の力にあつた学習を進めるため、習熟度別少人数指導を進め、発表しやすい雰囲気づくりをする。
- ③ 授業アンケートや学校アンケートを行い、保護者から意見をいただき、授業改善に生かせるようにする。また、お互いの授業について意見を述べ合うことで、指導力の向上をめざす。ノート指導や授業の流れなど系統立てた指導をし、児童が「わかる授業」を構築していく。

(2) 自尊感情を高めるために

- ① 各学年集団作りにおいて、自分の思いを表現するとともに、友だちのよさに気づくようにし、協力することの大切さが理解できるようにする。係や当番・委員会の仕事など役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つ喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。
- ② 自己肯定の感情を育て、友だちのよいところを認めるようにする。
- ③ たてわり班での活動を通して、高学年は、リーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようにする。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 読み物教材を使用して考えたり、意見交流をしたりし、道徳的実践力を身につける。
- ② 植物や生き物を育てることを通して、命の大切さを知り、友だちのことも大切にできる児童を育てる。
- ③ 学級の問題に目をそむけず、議題にしてよりよい学級集団を作ろうとする児童を育てる。一人一人を大切にし、お互いのことを認め合える集団作りを進める。
- ④ スマートフォンや携帯電話の使い方を学び、友だちを傷つけるような内容のメール (LINE) を送信、または、SNSの利用の仕方をしないよう指導する。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級での児童観察で発見できることが望ましいが、それだけではすべてを見抜くことは難しい。学校全体で一人一人の児童を育てるというスタンスで関わり、誰にでも相談できる雰囲気づくりをする。ささいな変化に気づいたときは、担任に知らせる。月1回の生活指導部会で出された事案を全体で共有し、指導にあたる。
- ② 児童の変化を記録する。 (5W1H) 時系列を追ってわかりやすく書く。
- ③ 学期に1回「いじめに関するアンケート」を行い、出てきた問題点について、児童に聞き取りをする。心配な事案については、管理職・生活指導部長に報告する。
- ④ SOSレターや相談窓口なども児童に紹介し、児童が一人で悩んだり、問題を抱え込んだりしないようにする。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児

童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見した時には、すみやかにいじめ防止委員会に（管理職）報告する。
- ② 被害児童の立場に立っていじめが深刻にならぬよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友だちを傷つけることないよう指導する。
- ③ 双方の家庭と連絡を取り、事実確認して伝え、児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。
- ④ スマホでのいじめなどが起こらないように、使い方の約束（中野のやくそく）を児童だけでなく家庭にも配付し、周知する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止委員会

- ・構成メンバー・・・校長、教頭、教務主任・生活指導部長・学級担任・CC
(場合によって養護教諭・特別支援教育・外国人教育担当など)
- ・活動内容・・・・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換
(情報の共有化・教職員の連携)
今後の措置について話し合う。
- ・開催時期・・・・事案発生時に設置する。
- ・開催回数・・・・そのつど

②校内研修会の実施

- ・いじめについての認識を教職員で確認する。
- ・児童への聞き取りの仕方についてお互いに意見交流する（学年会等で）

【年間計画】

- ① 「いじめについて考える日」を設定し、児童間でいじめの有無やいじめの意味について確認する。

【調査等】

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月・11月・2月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査
年3回（6月・11月・2月）

【研修会】

- ① 生活指導部会（毎月）
- ② 人権教育実践報告会（3学期）
など

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 仲間づくり等授業の様子や感想などをホームページや学校だよりなどによる情報発信
- ② 学校協議会では、仲間づくりに関する授業や取り組みについて伝え、いじめを許さない姿勢を伝える。

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」の道徳心・社会性の育成の取組結果を評価し、改善していく。
- ② 3学期の児童いじめアンケートの結果をふまえてその年度の取り組みが適切に行われたか否かを検証する。

7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校は、上記のような重大事態が発生した場合は、隠ぺいせず、誠意のある対応をする。（窓口は、教頭にし、一本化する。）
- ② 学校のもとに、重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

